

○東京藝術大学理事（総務・財務・施設担当）の職務代理に関する規則

平成 31 年 3 月 28 日
制 定

（目的）

第 1 条 この規則は、東京藝術大学理事に関する規則第 6 条の規定に基づき、理事（総務・財務・施設担当）の職務の代理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職務代理）

第 2 条 理事（総務・財務・施設担当）の職務については、当分の間、事務局長がその職務を代理する。

2 前項によりがたい場合は、学長の指示によることとする。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。